

木造建築物電算プログラム認定技術的基準

1 趣旨

この基準は、木造建築物電算プログラム認定規程（HW-電算 001-2015）（以下「規程」という。）第 21 条の規定に基づき、認定の適正な審査を行うために、規程第 7 条第 2 項に定める木造建築物電算プログラム技術的基準を定めるものである。

2 技術的基準

申請に係る電算プログラムは、表 1 及び表 2 の（い）欄の区分に対し、（ろ）欄の技術的基準を満たしていること。ただし、表中の記述項目に関して該当がない場合は、適用を除外する。

表 1 電算プログラムの適切さ

区分（い）	技術的基準（ろ）
（1）根拠図書との準拠性	当該プログラムの処理方法が根拠とした図書に準拠していること
（2）論拠の明確性	当該プログラムの適用範囲、処理方法及び論拠が明確に示されていること
（3）プログラム処理の妥当性	当該プログラムの処理方法が適切であること
（4）誤用防止対策	当該プログラムの適用範囲外の入力・処理が生じないよう配慮されていること（入力時の注意、ワーニングメッセージ及びエラーメッセージが表示できること）
	当該プログラムの入力条件が明確なこと（出力表示等で確認できること）
	当該プログラムの計算・処理過程で故意の変更を禁止するようになっていること
（5）出力表示の妥当性	当該プログラムの出力表示が適切であること
	当該プログラムの入力と処理結果の相関関係が分かること

表 2 運用の適切さ

区分（い）	技術的基準（ろ）
（1）利用者の特定	当該プログラムの利用者を制限又は特定する場合、その条件や範囲・区分等が明記されていること
（2）マニュアル	当該プログラムの適用範囲、操作方法、計算・処理方法等の解説書が適切であること
（3）メンテナンス	当該プログラムに対する技術的サポートやメンテナンスを行う体制が完備されていること
	当該プログラムのサポートやメンテナンス体制が利用者に告知されていること
（4）苦情処理	当該プログラムの利用者からの苦情処理を行う体制が完備されていること
	苦情処理体制が利用者に明確に告知されていること

3 技術的基準細則

本基準に関して必要があるときは、委員会の審議を経て細部の基準を別に定めることができる。

附則

制定：平成 19 年 8 月 10 日 住木技 19 第 257 号

施行：平成 19 年 8 月 10 日

改正：平成 27 年 11 月 1 日 住木認 27 第 168 号

施行：平成 27 年 11 月 1 日